

令和6年度答申第11号

令和7年 3月17日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年7月24日付け松総行第104号をもって諮問のあった公文書開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年3月29日付け公文書開示請求書により、「行政経営課に係る郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成29年度以降のもの一切。行政経営課に係るものであれば、行政経営課の保有分に限らず他の課室等が保有している分も含めます。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、平成31年4月11日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年6月19日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年8月28日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。処分庁ないし担当課は、従前、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも恣意的な特定を行った蓋然性は高く、対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

少なくとも、行政経営課保有分と総務課保有分とが存在するはずであるがこれらのうち一方しか特定されておらず、また、どちらの保有分が特定されたのかすら明らかではないことから、特定漏れであるとともに、理由附記に不備があるというべきである。

本当に廃棄したのであれば、廃棄記録が存在するはずであるが、それが特定されないことから、特定の上、開示すべきである。

原処分は、何らかの情報が事実上、非開示にされたものというべきであり、その情報の性質や名称の他、非開示事由までも附記しない違法な処分である。

処分庁は、実質上、部分開示決定したのであり、さらに、条例第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、何が非開示とされたのか、なぜ除外されたのかといった趣旨が一部開示をする理由欄に一切記載されていないことから、同項の要求する義務を回避するためになされたものに他ならないというべきであり、条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由附記に不備があると言わざるを得ない。

審査請求及び取消訴訟を提起することができるにもかかわらず、教示を怠ったことは、当然に取消事由となるというべきである。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 開示文書について

担当課は、ハガキ又は切手を使用するときは、郵券類（ハガキ、切手）交付申請書を総務課に提出することにより、その交付を受ける。

また、担当課は、文書を発送するときは、当該郵便物とともに文書発送依頼票を総務課に提出することにより、郵送する。

したがって、郵券類（ハガキ、切手）交付申請書も文書発送依頼票も、総務課に保管されるものであって、担当課が保有するものではない。

開示した文書が、平成２９年度以降に総務課が保有しているもの全てであって、それ以外には存在しない。

また、申請に係る処分につき申請どおりの処分をしたのであって、処分の相手方は本来不服がないのであるから、相手方に対して教示を行う必要はない。

イ 裁量的開示について

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 文書の特定について

開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」（条例第６条第１項第２号）を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第１条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。（条例第３条第１項）

本件において開示請求のあった文書は、「行政経営課に係る郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成２９年度以降のもの一切。行政経営課に係るものであれば、行政経営課の保有分に限らず他の課室等が保有している分も含めます。」であり、処分庁は、行政経営課にかかる郵便関係の公文書として、行政経営課が総務課に提出した平成２９年度及び３０年度の郵券類（ハガキ、切手）交付申請書と文書発送依頼票を特定し、開示している。

松戸市（市長部局）における郵便業務は、総務課が所管している。返信用封筒などに切手を貼る場合など、郵券類が必要となる場合は、郵券類交付申請書に必要事項を記載し、総務課に提出することで各課は切手等の交付を受けている。また、一般の郵便物を発送する場合は、各課が文書発送依頼票に郵便の種類・重量・通数等を記載し、当該郵便物とともに総務課に提出することで、総務課が市役所内の郵便物をまとめて発送している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、処分庁は、特定した文書に記載されている以外の郵送事案はなく、また、郵券類交付申請書や文書発送依頼票の控えも取っていないことが確認された。とすると、開示された本文書で特定は尽くされているものと認められる。

(2) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。条例が非開示や一部開示において理由の附記を求めた趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨である。

本件処分は、全部開示であり、かつ、文書の特定も尽くされているから、理由を附記する必要性は認められない。

(3) 教示の不備について

行政が行った処分に対して、処分を受けた者が処分を不服とした場合、適切に不服申立てができるようにするため、教示制度が設けられている。そのため、行政庁が不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分庁は、処分の相手方に対して不服申立てをすることができる旨や不服申立て先等を教示しなければならない。

本件処分は、全部開示であり、かつ、文書の特定も尽くされていることから、開示請求者には処分に対する不服は認められず、不服申立てをすることができる処分に該当しないため、教示の義務はないと解する。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適

用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 7月24日	諮問書の受理
令和 6年10月23日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年11月28日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月15日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 2月19日	第4回審査会（審議）
令和 7年 3月17日	第5回審査会（審議）